

令和6年第4回定例会 文書質問
土屋 のりこ 議員

回 答 書

◆タコさんすべり台は足立区にふさわしくないのか

質問の要旨
①

12月11日第40回足立区景観審議会が開催され、「足立まちの風景資産」の選定結果について審議された。令和6年7月から10月までおこなわれた区民投票では7000票を超える投票が区民から寄せられ、そして195件の候補風景から最終的に専門家により30件の選定対象風景が決められた。

が、矛盾を感じる点があるため、以下伺う。

①区民投票の上位30件に入っているものの、専門家の選定から外されたものがある。その一つが「一ツ家中央公園のタコ」だが、これは区としては全国に広がるタコさんすべり台の「元祖」と位置づけ、区の公園案内でも「タコさんがいる公園、おもしろい遊具のある公園」と題して紹介をおこなっているものだ。今回の投票でも21番目に投票数が多かったが、専門家の選考からは外された。

1965年に新西新井公園に作られたものが全国第1号のタコさんすべり台と言われており、生みの親は多摩美術大学名誉教授で彫刻家の工藤健氏だ。読売新聞の記事（2022年5月2日）によると、小学生の頃にタコ滑り台に魅了され遊んだ方が後に区職員になり、「きれいな街をつくり、公園を増やしたい」という思いで公園担当としてタコ滑り台を設置・改良工事に携わってきた歴史もあるという。タコ遊具の設計をおこなっていた事業者は、子どもたちを観察し、子どもの心理を考えて時間をかけて複数の滑り台が一体となった遊具として作成したと述べている。

	今回風景資産の選定にあたった専門家は、このタコさんすべり台を選考から外した理由を「困った景観」、「直喩のような直接的な引用はクオリティが低い」、「趣味が悪い」と述べた。趣味が悪い、悪趣味とは下品な趣味とも言い換えられるが、果たしてタコさんすべり台は下品な風景なのか。タコさんすべり台を積極的に設置し、改良にあたっている区としてはタコさんすべり台をどう位置づけ、認識しているのか。
回 答 ①	足立区としてタコさんすべり台を「趣味が悪い」「下品な風景」とは認識しておりません。景観計画推進部会では30件の選定を目標に審議しており、他に景観資源としての評価が高い風景があったため、選考から外れました。タコさんすべり台は区民に長年愛されている遊具として、今後も維持管理に努め大切にしていきたいと考えております。 (担当所管：都市建設部 都市建設課)

質問の要旨 ②	現在区内にタコさんすべり台のある公園は12か所あるが、その経緯について伺う。また、地域住民から「景観にそぐわない」などの声は寄せられたことがあるか。地域住民からはどのようにタコ遊具は受け止められてきたのか。
回 答 ②	1965年に第1号といわれているすべり台が設置され、1980年代にかけて増設されました。現在区内には11体のタコさんと1体のイカさんのすべり台があります。地域住民から「景観にそぐわない」などの声は寄せられたことは無く、地域住民にとっても愛されていると認識しております。 (担当所管：都市建設部 都市建設課)

質問の要旨 ③	「景観とは主観でもある」と専門家の方は言っておられたが、足立区で育ってきた方に聞くと「子どもの頃タコさん公園が一番好きでした」、「足立区はあるがままでいい。それこそが足立区の魅力」とのことだった。区民のそうした「主観」＝思いをくまず、専門家の「主観」＝価値観で選定したものが果たして区の言うところの「みんなで選ぼう！」（募集パンフレット表紙の言葉）ということなのか。区の見解はどうか。
回 答 ③	「みんな」とは、「区民の投票」だけでなく、「専門家の意見」も取り入れて選定を行うということです。単なる写真コンテストや人気投票ではなく、区民にはあまり知られていないが素晴らしい風景や、写真を見ただけでは分からない文化や歴史的な価値のある風景を広く知っていただくため、専門家の方の目を見た風景も推薦していただいております。 （担当所管：都市建設部 都市建設課）

質問の要旨 ④	今回の風景資産選定において、タコさん公園の風景は「困った景観である」と専門家は考えていることが明らかとなったが、タコさんを大事にしている区民や区の姿勢との乖離が大きいことを放置してよいものかと危惧する。 例えば真鶴町では、真鶴町まちづくり条例「美の基準」が作られ、住民の合意形成を得ながら町を挙げた取り組みとして景観形成が行われている。「美の基準は強制されるものではなく、みんなで創っていくもの」と書かれているがその通りだと考える。 今回のように大事な施策において、区民の思いが反映されないことになってしまっているのはいかがなものか。この点を区は今後どのように止揚していくのか。
回 答 ④	今回の審議会において、「タコさんすべり台ほか人気の高い風景を選考できないのかもう一度審議してもらいたい」とのご意見をいただき、再度、景観審議会での追加の選定審議が行われることとなりました。 今回は初めての選定で、募集・投票・選定方法について一定の基準に沿って審議してまいりましたが、区民の思いを反映する部分が足りていなかったため、このような選定案になり再審議の結果となり反省しております。次回の募集、投票、選定に向けて、今回の選定の審議を活かして、区民の思いを充分反映できるよう選定基準を改善してまいります。 （担当所管：都市建設部 都市建設課）